

常務理事	事務長	課長	係長	主任	係員

# 記入例

## 健康保険 任意継続被保険者資格取得申出書

- \*この申出書は、資格喪失日(退職日の翌日)から20日以内に届くように提出してください。
- \*この申出書に申出者等の居住証明(住民票)を添付してください。
- \*申請の際に1ヶ月分の保険料(資格喪失月の翌月に手続きをする場合は2ヶ月分)を現金書留で郵送してください。
- \*送付先住所:〒150-8407 東京都渋谷区東2-10-8 電話番号:03-3409-7918(業務一課)

※太枠内に記入・捺印をお願いします。

申出者	フリガナ	ケンボ	知ウ	生年月日	昭和33年6月10日 平成令和	年齢	65	性別	男 女
	氏名	健保	太郎						
	住民票住所	〒111-1111 東京都〇〇区〇〇1-2-3 404号室			(自宅)	-	-	(携帯)	080-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	居所	〒-			【居所の記入について】 住民票と現住所が違う場合のみご記入ください				

勤務されていた事業所	名称	〇〇〇〇株式会社						
	本社所在地	東京都〇〇区〇〇9-8-7						
	記号	番号	資格喪失年月日(退職日の翌日)	令和6年1月1日				
	〇〇〇〇	123	<左記②・③について> ・前納期間は、4~9月・10~翌年3月までの半期、4~翌年3月までの年一括の期間が基本となり、取得する時期により期間に違いがあります。また保険料が割引(年4%複利現価法による)になります。 <注意事項> ・前納保険料の納付期限は任意継続の資格取得月の末日となります。喪失日及び申出の手続き時期によっては受けできない場合もあります。 ・毎月払いの納付期限は当月の10日になります(入金いただくと翌月10日まで資格が発生します)。 ・選択のない場合は、毎月払いとさせていただきます。					

納付方法をご選択ください。

- 1. 毎月払い
- 2. 年一括払い
- 3. 半期前納

在籍時の保険証の記号番号で

### <保険料の納付誓約>

指定された納付期日までに必ず納付することを誓約します。なお違約した場合は、健康保険法第38条第3号(保険料を納付期日までに納付しなかったときは被保険者の資格を喪失する)に基づき資格を喪失しても異議申し立て致しません。

氏名 健保 太郎

### 被扶養者欄

・引き続き被扶養者として申出の方をご記入ください。  
注)ご記入のない被扶養者は削除となります。  
注)被扶養者の申出を行う場合は、別途添付書類をいただく場合があります。

被扶養者として加入するの	被扶養者の氏名		続柄	生年月日	性別	職業	被保険者との同居又は別居
	(フリガナ)	(氏)				月平均収入	
継続	ケンボ	ハナコ	妻	昭和33年8月20日 平成令和	男	年金受給	同居
新規	健保	花子				女	
継続				昭和	男		同居
新規				平成	女		別居
継続				昭和	男		同居
新規				平成	女		別居
継続				昭和	男		同居
新規				平成	女		別居

記入は不要です

### ※健保組合記入欄

記号	資格取得決定事項		内訳	一般	円	内訳	一般	円
	9900-	資格取得年月日		調整	円		調整	円
		年 月 日	介護	円	介護	円		
	退職時標準報酬月額	標準報酬月額	合計	円	合計	円		
	千円	千円					交付日付印	

# 健康保険任意継続制度について

## 任意継続被保険者となれる人

次の全ての要件を満たしていることが必要です。  
退職などにより健康保険の被保険者資格を失った方。  
退職日まで継続して2ヵ月以上被保険者であったこと。  
退職日の翌日より20日以内に任意継続被保険者となることの申請をすること。  
(20日を過ぎると受け付けられません)

任意継続被保険者でいられる期間

任意継続被保険者となった日から原則2年間です。  
※75歳になると後期高齢者医療制度に加入するため、2年以内でも資格を喪失します。

## 標準報酬月額

保険料計算の基礎となる標準報酬は、資格喪失時の標準報酬月額となります。

※任意継続被保険者となる資格取得年月日が令和6年3月31日以前の場合は、資格喪失時の標準報酬月額と410,000円(前年9月現在の全被保険者の標準報酬月額の平均額)を比較して、いずれか低い額に決められます。

## 負担する保険料

被保険者の自己負担分と事業主負担分をあわせた全額を自己負担します。任意継続被保険者になると、事業主による保険料負担はありません。毎月10日(10日が土日祝祭日の場合は翌営業日)までにご自身で保険料を納付します。

## 任意継続保険料の前納制度

任意継続の被保険者が、保険料の一括納付(前納)を希望する場合は、保険料の割引が適用されます。  
なお、割引率は年4%の複利現価法が適用されます。前納の納付期限は、前納を開始する月の前月末となります。納付期限を過ぎると前納の取扱いはできません。

## 任意継続被保険者の資格を失うとき

次の事由に該当した場合は、任意継続被保険者の資格を失います。

- ① 被保険者となった日より起算して2年を経過したとき
- ② 死亡したとき
- ③ 保険料を指定された納付期日(毎月10日)までに納めないとき
- ④ 再就職して他の健康保険等の被保険者となったとき
- ⑤ 後期高齢者医療制度の被保険者となったとき
- ⑥ 被保険者からの申出による脱退(任意脱退)

## 申請に必要なもの

- \*健康保険任意継続被保険者資格取得申出書
- \*住民票 — 被扶養者がいる場合は、被扶養者も含めたもの
- \*保険料 — 現金で1ヶ月分、但し資格喪失月の翌月に手続きをする場合は2ヶ月分の現金が必要です。
- \*勤務されていた会社から資格喪失届が提出されていないと手続きができませんのでご注意ください。

手続き方法等、不明な点は当組合業務第一課までお問い合わせ下さい

セメント商工健康保険組合  
〒150-8407 東京都渋谷区東2-10-8  
TEL 03-3409-7918